

## 千葉県外国人介護職員定着促進事業に係るQ A

### ○申請の方法について

Q	受入施設等の対象サービス種別は何か。
A	別紙1のとおりとなります。

Q	特別養護老人ホームの従来型とユニット型を運営しているが、まとめて申請することは可能か。
A	まとめて申請せず、従来型、ユニット型を分けて申請してください。 申請の際には、従来型、ユニット型とわかるように、事業所名称を記載してください。

Q	当法人は複数の事業所を運営しているが、法人でまとめて申請することは可能か。
A	まとめて申請せず、事業所ごとに申請してください。 申請の際には、事業所名称を記載してください。

Q	交付申請時に、雇用予定者の在留カードや雇用契約書を提出することができないが、申請をすることは可能か。
A	雇用予定者については、交付申請時に「様式1-1」「様式1-2」の内容を記載できる外国人介護職員のみ申請することができます。記載できない外国人介護職員は申請することができません。 なお、在留カードや雇用契約書を交付申請時に提出していない場合は、実績報告時に提出してください。

### ○補助対象者について

Q	実施要領2(1)の通算在留期間の満了とは何か。
A	各在留資格に定められた在留期間となります。在留カードに記載されている有効期限とは異なりますので、ご注意ください。 ※特定技能の5年目又は延長6年目、技能実習2号又は3号の在留期間の満了を想定しています。

Q	技能実習2号の在留期間（2年）満了による年度内退職者は補助対象としてよいのか。
A	技能実習2号の在留期間満了による年度内退職者も補助対象です。

Q	対象の外国人介護職員の雇用年数による制限はあるのか。
A	ありません。

Q	翌年度以降も雇用継続予定とは、いつの段階の予定を指しているのか。
A	実績報告時点で、翌年度以降も雇用継続予定の場合です。

Q	交付申請時には、翌年度以降も雇用継続予定者であったが、自己都合による退職した。補助対象となるのか。
A	自己都合による退職者は補助対象外です。 退職予定の方は、交付申請に含めないでください。 交付申請後に退職が決まった場合は、実績報告の別紙3-1の該当者欄に退職日を記載し、補助対象月数を空欄としてください。

Q	交付申請後の対象職員の追加又は変更は可能か。
A	交付申請後の対象職員の追加又は変更はできません。

Q	補助対象人数に制限はないのか。
A	ありませんが、予算額の範囲内で補助額を調整させていただくことがあります。

○対象経費について

Q	交付決定前に支払った経費も補助対象となるのか。
A	本補助金は交付申請・決定時期を限定しているため、交付決定前でも同一年度内に支払った経費であれば、補助対象となります。

Q	消費税は補助対象となるのか。
A	補助対象外です。

Q	自施設の職員が対象者へ日本語学習の指導をする場合、補助対象となるのか。
A	学習のための教材費や文具等の購入費用は補助対象です。 自施設の職員等への給与や時間外手当等は補助対象外です。

Q	交通費は補助対象となるのか。
A	外部講師の派遣に係る交通費は、報償費に含めることは可能です。 対象者の外部講座受講や試験受験のための交通費等は補助対象外です。

Q	介護福祉士国家試験に合格しなくても、資格取得の取組に要した経費は補助対象となるのか。
A	補助対象です。

Q	講師や対象者の飲食代、茶菓子代等は補助対象となるのか。
A	補助対象外です。

Q	インターネット回線やWi-Fiに係る費用は補助対象となるのか。
A	初期費用・通信料ともに、補助対象外です。

Q	スマートフォンの学習アプリによる学習は補助対象となるのか。
A	学習アプリの購入費用、月額使用料は補助対象です。 スマートフォンの購入費用や通信料など、スマートフォン本体に係る費用は補助対象外です。

Q	認知症介護基礎研修の受講料や教材費は補助対象となるのか。
A	補助対象外です。

Q	初任者研修や実務者研修の受講料や教材費は補助対象となるのか。
A	補助対象外です。 初任者研修や実務者研修の補助は、事業所所在の市町村や対象者の居住市町村等で実施している場合がありますので、ご確認ください。

Q	購入する備品の上限額はあるのか。
A	購入価格の上限はありませんが、パソコン・タブレットについて、補助対象経費に計上できるのは、1人あたり45,000円までとなります。

Q	税抜10万円のパソコンを1台購入した。対象者2人が使用する場合は、補助対象経費にどのように計上すればいいのか。
A	10万円/2人 = 1人あたり5万円となるため、対象者2人それぞれ45,000円を補助対象経費として計上してください。

Q	日本語能力試験受験料は補助対象となるのか。
A	対象者1人あたり、JLPTのN1～N3レベルに相当する試験をいずれか年1回分のみ補助対象となります。 対象となる日本語能力試験の例について、別紙2を参照してください。

Q	物品の購入に伴う振込手数料や代引き手数、インターネット決済手数料等は補助対象となるのか。
A	補助対象外です。

Q	年度をまたぐ口座の受講料は補助対象となるのか。
A	当該年度内に受講し、受講料を支払った経費が補助対象となります。 別紙3のとおりとなりますので、ご確認ください。

Q	特典ポイントや金券等で支払った場合や割引クーポンを使用して支払いをした場合は、補助対象となるのか。
A	特典ポイントや金券、商品券等で支払った金額や割引額は補助対象外です。 実績報告時には、該当の金額を除いた額を報告してください。

Q	クレジットカードで支払った場合は補助対象となるのか。
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人名義のクレジットカードによる一括払いで、実績報告時に、補助対象期間中に法人口座から引落としされたことが確認できる場合は補助対象となります。</li> <li>・分割払い、リボルビング払い等は補助対象外です。</li> <li>・また、法人名義のクレジットカードであること、法人口座から購入代金が引き落としされたことが確認できる書類の提出が必要となります。 (例：通帳の写し及びカード利用明細等で引き落とし額と請求額が一致することを確認)</li> </ul>

#### ○支払証拠書類について

Q	領収書の宛名は法人職員宛でもよいのか。
A	領収書の宛名や振込名義等、支払者名が、外国人介護職員を雇用している法人、介護施設等の名称又は外国人介護職員本人の場合のみ対象です。 ※法人や介護施設等の職員名義の振込や領収書等は対象外となりますので、ご注意ください。

Q	外国人職員本人名義で支払った対象経費について、実績報告時に必要な書類は何か。
A	外国人本人名義で支払った費用については、本人が支払った領収書・振込明細と、受入施設から本人にその費用を支給したことがわかる書類（受領書・振込明細等）を提出してください。 (別紙3-2⑦補助金 に計上してください。)

Q	支払証拠書類はレシートでもよいのか。
A	誰が購入したものかわかるよう、宛名※の記載された領収書を提出してください。 また、品目、単価、個数、消費税額がわかるものを提出してください。 ※領収書や請求書の宛名が法人名、事業所名、外国人職員本人の場合のみ、補助対象となります。(その他の職員名義で購入した場合は対象外です。)

千葉県外国人介護職員定着促進事業  
対象介護施設・事業所

サービス種別	
1	介護老人福祉施設
2	介護老人保健施設
3	介護医療院
4	訪問介護
5	訪問入浴介護
6	通所介護
7	通所リハビリテーション
8	短期入所生活介護
9	短期入所療養介護
10	特定施設入居者生活介護
11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
12	夜間対応型訪問介護
13	地域密着型通所介護（療養通所介護を含む）
14	認知症対応型通所介護
15	認知症対応型共同生活介護
16	地域密着型特定施設入居者生活介護
17	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
18	小規模多機能型居宅介護
19	看護小規模多機能型居宅介護
20	介護予防訪問入浴介護
21	介護予防通所リハビリテーション
22	介護予防短期入所生活介護
23	介護予防短期入所療養介護
24	介護予防特定施設入居者生活介護
25	介護予防認知症対応型通所介護
26	介護予防小規模多機能型居宅介護
27	介護予防認知症対応型共同生活介護
28	第1号訪問事業
29	第1号通所事業
30	養護老人ホーム
31	軽費老人ホーム
32	有料老人ホーム

## 補助対象となる日本語能力試験の例

※ 網掛け部分のレベルが、補助対象の試験です。

	JLPT	TOPJ	NAT-TEST	J.TEST	
				試験	認定級
レベル	N1	上級 B・C	1級	A-C	準B級
	N2	中級 A・B	2級	A-C	C級
	N3	中級 C	3級	D-E	D級
	N4	初級A4	4級	D-E	E級
	N5	初級A5	5級	F-G	F級
受験料 (税込)	7,500円	5,800円	6,000円	5,800円	

※受験料は令和8年3月現在の金額です。

